

第4回「おおさか男女共同参画プラン」評価・計画部会 議事概要

開催日時：令和2年6月29日 月曜日 午前10時から12時

場所：大阪府立男女共同参画・青少年センター3階

出席委員：寺井 基博 同志社大学社会学部准教授
狭間 一郎 大阪ガス株式会社 執行役員 人事部長
古川 定子 日本労働組合総連合会大阪府連合会 女性委員会副委員長
三成 美保 奈良女子大学副学長/研究院生活環境科学系教授
山中 京子 大阪府立大学名誉教授/コラボレーション研究所所長

会議の概要

1 開会 男女参画・府民協働課長挨拶

2 議事

(1) 新たな大阪府男女共同参画計画（おおさか男女共同参画プラン）
の策定に関する基本的な考え方について

■事務局より説明

主な意見等（○：委員（敬称略）、●：事務局）

○委員）重点目標が4つ設定されているが、この順番というのは決まっているということか。

●事務局）いままで審議会の議論をもとに配置しているが、こちらの順番についてもご意見いただきたい。

○委員）1番目と4番目はいいと思うが、2番目と3番目を入れ替えてはどうか。国の方針でもジェンダー視点の主流化ということで、意思決定に女性を参画させるという姿勢はかなり高いところにきている。意識啓発の次に来るのは意思決定で、その後に経済生活という流れの方が良いのではないか。

○委員）（重点目標3（2）について）人材育成という内容が入っているのはいいと思うが、理工系分野の女性育成ということだけでいいのか。重要な分野だというのは理解できるが、それ以外の分野でも女性の進出が進んでいないところもあり、そのあたりにも言及されたい。

○委員）（重点目標4（2）について）SOG1の問題が入っているのはとても良いと思うが、少し他の項目と比較して埋もれてしまっている印象を受ける。もう少し目立たせても良いのでは。

○委員）（重点目標3（2）について）一部の福祉領域等では反対に「女性の仕事」という言い方がされてしまっている分野もあり、例えば男性の保育士の方の参画がなかなか進まない背景には、性別役割意識が働いているところがあると思う。理工系分野への女性の進出に限らず、そういった視点も書き込めないかと思う。

○委員）今般急速なテレワーク等の普及があったが、これは相当程度働き方の見直しや女性活躍の推進という所に寄与するものではないかと思う。時間と場所の柔軟性が極めて拡大したことが大きく、上手く活用できれば起爆剤になるのではという印象。既に言及

はあるがもう少し強調してみてもいいのではないか。

- 委員) 従来の働き方に加えて、さらに家事も育児も、男性も女性も頑張って総動員でという論調がどうしてもあるが、そうなっていってしまうと少し生きづらい社会になってしまう。SDGs 的に言うならばどうしてもどこかで持続的に無理が出てきてしまう。そうではない方向を行政としてはビジョンとして描ければ。
- 委員) SDGs の話があったが、ゴール8にディーセントワーク、働き甲斐のある人間らしい仕事、という概念がある。そういったものも取り入れてはどうか。国の政策とも合致している。
- 委員) (重点目標2(2)について) 仕事と子育てとの両立支援とあるが、ワークライフバランスとは決して仕事と子育てのみではないので、限定的にならないように注意が必要。もちろん今日において「子育て」との両立が深刻な課題であるのは理解できるが、男女、年代その他の属性を問わず、個人の生活の充実がやはり大切。
- 委員) (答申案9頁について) 子どもの頃からの教育、性に関する適切な知識の普及が入っているのは重要なことだと思うが、ここの取り組むべき主体として想定しているのは学校教育現場になるのか。
 - 事務局) 学校教育現場や健康医療を所管する部署になってくる。
- 委員) 主語が曖昧。評価をする時にどこが責任をもつのか明確にした方がよい。
- 事務局) 答申案では具体的に主体がでてきていないものもあるが、こちらの案は庁内各部署にも見ていただいているものなので、計画作成の段階では紐づけを明確にしたい。
- 委員) 早い段階から教育や啓発に取り組むということがこの答申案に書かれているが、大事なことだと思う。この内容を実際に子どもに関わる教育現場の人に届けていくところが重要。
- 委員) (答申案9頁について) ②の性教育については後退していた時期もあったが、世界的な動きとしても非常に重要な課題という認識なので、SDGs との関係でもここにしっかりと記載するのは大切。
- 委員) (答申案17頁について) 女性に対する暴力に関する記載のところで、「当事者に暴力認識が希薄なため」という記載がある。被害者も加害者も暴力認識が希薄だという問題があるので、この書き方でも良いが、加害者の支配とコントロールがあるために被害者に暴力という認識が醸成されない、という問題も指摘されているところもあるので、文言の書き方について少し検討されたい。
- 委員) (答申案12頁について) ここで男女間の賃金格差解消についても触れているが、こちらは均等法というより労働基準法の扱い。この言葉が入っているのはいいと思うが、機会の均等が進んでいないことの結果として賃金格差があるという構造なので、並列に書いてしまうと違和感がある。
- 委員) ハラスメントのところでは職場におけるセクシュアルハラスメントとマタニティハラスメント、パワーハラスメントの3つが挙げられているが、それとは別立てとして性別役割分担意識そのものに基づくハラスメント、ジェンダーハラスメントについても言葉として出してはどうか。また SOGI に基づくハラスメントについても触れるべ

き。ハラスメントは複合的に起こるものなので、セクハラのような形で切り分けられてしまうと全く実態にそぐわないものになってしまうので注意が必要。

- 委員) 性教育もそうだが、子どもの意識醸成となると学校教育のみならず子どもに関わる全ての人の課題だと思う。特にメディアからの発信のされ方は非常に強い影響力がある。そういったところへ何か府から発信することはできないか。
- 事務局) 府として特定のところに何か強制するということは難しいが、職員向けに作成している「表現の手引き」という資料がある。いまは内部向けの書類だが、改訂のうえ、府としてどのような点に気を付けているのかということろを府民にも参考にさせていただけるようにしたいと考えている。
- 委員) 今般のコロナ禍で分散登校をしていたが、午前中が男子、午後が女子という分け方をしていた学校があった、と聞いた。外部から指摘があって分け方を変えたという話も聞か、教育現場では依然としてマイノリティへの無理解の実態がある。
- 委員) ただ単に教育、理解を深める、ということだけでは無く、教育現場における SOGI に対する無理解を再生産しないような取組、配慮が必要だということをもう少し明確にした方が良い。
- 委員) (答申案 13 頁について) 経営者層の意識改革、管理職の理解促進とあるが、会社の「しくみ」に縛られている企業にとっては理解が得られにくいのではないか。
- 委員) 自治体が企業に対してポジティブアクションの導入を要請として投げかけることが効果を持つのであれば、重点目標 3 の「女性の参画の拡大」でポジティブアクションについて言及すべきである。

(2) その他

- 事務局より今後の予定について説明

以上。